

## 既設単独浄化槽撤去補助を受ける場合の注意事項

1. 単独処理浄化槽を適正に処分できない場合は、交付決定を取り消します。
2. 補助金交付申請添付書類は次のとおりです。
  - ・現在設置されている場所を配置図に示す
  - ・現に使用していることを証明する書類
  - ・撤去処分費用の見積書
  - ・単独処理浄化槽の掘り出し前の写真
3. 撤去処分の作業状況を確認できる写真を撮ってください。
  - (1) **掘り出し前の写真**（申請時提出）
  - (2) 掘り出し後（撤去跡）の写真
  - (3) 撤去物（浄化槽、ガラ等）の写真
  - (4) 廃棄の会社名、許可番号、登録ナンバーが確認できる写真
  - (5) 処分場への搬入状況（会社名、許可番号、登録ナンバー）の写真
4. 処理施設の設置完了後、既設単独処理浄化槽撤去処分結果報告書を提出すること。
  - ・撤去処分作業状況の分かる写真
  - ・既設単独処理浄化槽の処分に関する産業廃棄物管理票（マニフェスト）または最終処分場の発行する証明書
  - ・工事費用（処分費用を含む。）の領収書
  - ・浄化槽使用廃止届出書